

健康スポーツ関連施設連絡協議会規約

(名称)

第1条 この協議会は、健康スポーツ関連施設連絡協議会（以下「健スポ協」という。）と称する。

(目的)

第2条 健スポ協は、生涯スポーツ活動及び生活習慣病予防・改善のための運動療法に関する研修をし、資質の向上を図ること、また、健康スポーツ施設等と医師会等との連絡調整を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 健スポ協は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 総会、役員会の開催。
- (2) 健スポ協加盟施設職員及び個人会員の研修会、情報交換等に関する事業。
- (3) 医師会、他団体等との連携に関する事業。
- (4) 前各号にかかげるもののほか、健スポ協の目的を達成するために必要な事業。

(組織)

第4条 健スポ協は、健康スポーツ関連施設等（以下「加盟施設」という。）及び個人会員と賛助会員をもって組織する。

2 新たに、健スポ協に加盟しようとする施設は、入会願（様式1）を会長に提出し、会長は役員会の議を経て決定する。また届出内容に変更があったときは変更届（様式1-2）を、退会するときは退会届（様式2）をそれぞれ会長に提出するものとする。

3 健スポ協に加盟しようとする個人は、個人会員入会願（様式1-3）を会長に提出する。また退会するときは個人会員退会届（様式2-2）を会長に提出するものとする。

4 個人会員に関する規程は別に定める。

5 健スポ協の賛助会員に加入しようとする者は、賛助会員入会願（様式3）を会長に提出するものとする。

(役員)

第5条 健スポ協に次の役員を置く。

会長 1名 ・ 副会長 2名以上 ・ 理事 若干名 ・ 監事 2名

(役員を選出並びに職務)

- 第6条 役員は、加盟施設及び兵庫県医師会から選出する。
- 2 会長は、健スポ協を代表し、会務を総理する。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
 - 4 理事は、役員会を構成し、健スポ協の運営について協議する。
 - 5 監事は、健スポ協の業務及び会計を監査する。
 - 6 その他、必要に応じて健スポ協に顧問、参与を置き、会長が要請して会議に出席を求め、意見を聴くことができる。

(役員任期)

- 第7条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 役員が、人事異動又はその他の事情により、その職を辞した場合は、後任者が引継ぐものとし、その任期は前任者の残任期間とする。
 - 3 ただし、会長が人事異動又はその他の事情により、その職を辞した場合は、第6条3項の規約により副会長がその職を代行する。また、副会長が人事異動又はその他の事情により、その職を辞した場合は、会長が後任者を指名する。

(会議)

- 第8条 健スポ協の会議は、必要に応じて会長が招集し、議長となる。

(役員会)

- 第9条 役員会は、年1回開催する。ただし会長が必要と認めたときは、臨時にまたは、持ちまわりで開催する。
- 2 役員会は、次の事項を審議決定する。
 - (1) 事業計画および収支予算に関すること。
 - (2) 事業報告および収支決算に関すること。
 - (3) 役員を選出に関すること。
 - (4) 規約・規程の改廃に関すること。
 - (5) その他、会長が特に必要と認めた事項。

(総会)

- 第10条 総会は、会長又は役員会が必要と認めたとき開催する。

(事務局)

- 第11条 健スポ協の事務局を、兵庫県神戸市垂水区日向1-4-1-3Fに置く。
- 2 健スポ協の事務を処理するため、事務局に事務局長その他必要な職員を置くことができる。
 - 3 事務局長及び事務局職員は、会長が任免する。

(会計)

第 12 条 健スポ協の経費は、次条に定める分担金のほか、賛助会費、寄附金及びその他の収入をもってあてる。

2 健スポ協の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(分担金等)

第 13 条 加盟施設、個人会員は、健スポ協の請求に応じ、次項に定める分担金（年会費）を納付しなければならない。

2 分担金（年会費）の額は、1 施設年額 32,000 円とする。但し、複数施設を管理運営する団体等がその全部又は一部の施設をもって加盟する場合は、分担金（年会費）の額は、その施設数に応じて、別に定める。（別表 1）

3 個人会員分担金（年会費）は、1 人年額 10,000 円とする。ただし、会長の判断により、変更することができる。

4 賛助会員は、健スポ協の請求に応じ、次項に定める賛助会費を納付しなければならない。

5 賛助会費の額は、1 口年額 32,000 円とする。

6 分担金等は、この規約第 12 条第 2 項に定める会計年度ごとに納めるものとする。また、既に納めた分担金、賛助会費は返還しない。

(細 則)

第 14 条 この規約第 13 条までに定めるもののほか、健スポ協の運営に必要な事項は、役員会に諮り会長が定める。

(付 則)

この規約は、平成 13 年 3 月 8 日から施行する。

平成 18 年 4 月 1 日改正

平成 20 年 7 月 1 日改正

平成 21 年 9 月 10 日改正

平成 27 年 5 月 21 日改正

(別表 1)

健康スポーツ関連施設連絡協議会分担金規定

加盟施設数	分担金額
1 施設	32,000 円
2 施設以上 5 施設まで	1 施設につき 32,000 円を加算
6 施設以上 10 施設まで	1 施設につき 24,000 円を加算
11 施設以上 15 施設まで	1 施設につき 16,000 円を加算
16 施設以上 20 施設まで	1 施設につき 12,000 円を加算
21 施設以上 30 施設まで	12,000 円を加算
31 施設以上 40 施設まで	8,000 円を加算
41 施設以上 50 施設まで	4,000 円を加算
以後、10 施設単位毎に	4,000 円を加算

●分担金額早見表

施設数	会費金額(円)	施設数	会費金額(円)	施設数	会費金額(円)
1	32,000	11	296,000	21 以上 30 以下	432,000
2	64,000	12	312,000	31 以上 40 以下	440,000
3	96,000	13	328,000	41 以上 50 以下	444,000
4	128,000	14	344,000	51 以上 60 以下	448,000
5	160,000	15	360,000	61 以上 70 以下	452,000
6	184,000	16	372,000	71 以上 80 以下	456,000
7	208,000	17	384,000	81 以上 90 以下	460,000
8	232,000	18	396,000	91 以上 100 以下	464,000
9	256,000	19	408,000	101 以上 110 以下	468,000
10	280,000	20	420,000	111 以上 120 以下	472,000

※この規定は平成 18 年 4 月 1 日より適用する。

健康スポーツ関連施設連絡協議会個人会員規程

(目的)

第1条 生活習慣病を主テーマとした医学的知識の習熟並びに効果的な生活習慣病対策運動療法指導手法の習得、AEDを使用した心肺蘇生法技能の熟達を目指した種々の研修を実施し、医療との連携のもとでの運動療法指導と指導時の安全管理が確保できる優秀な指導者を育成し、国民の生活習慣病対策を支援することを目的とする。

(入会資格)

第2条 個人会員の入会資格は、健康運動指導士または健康運動実践指導者またはこれに相当する指導力を有する者であることとする。

(個人会員の特典)

第3条 個人会員は、以下の特典を享受する。

1. 健スポ協が主催する定期研修会（年4回）を無料で受講できる。
2. 兵庫県医師会主催の健康スポーツ医再研修会（医師対象・年1回）に無料で参加できる。
3. 健スポ協研修制度規程の所定の単位を取得した者には、兵庫県医師会推奨指導員の認定が付与される。
4. 兵庫県医師会認定 AED インストラクター認定講習会およびフォローアップ講習会等の各種認定講習会その他研修会等を、施設会員と同等の条件で受講できる。
5. 健康スポーツ関連施設連絡協議会ホームページに氏名が掲示される。

(入会手続きと分担金)

第4条 入会手続きと分担金については、健康スポーツ関連施設連絡協議会規約第4条及び第14条に定めるところによる。

(補則)

第5条 この規程に定めるもののほか、個人会員に関し、必要な事項については、会長が別に定める。

(附則)

この規程は、平成20年7月1日から施行する。

健康スポーツ関連施設連絡協議会研修制度規程

(目的)

第1条 健康スポーツ関連施設連絡協議会（以下「健スポ協」という。）の加盟施設職員（以下「職員」という。）が、健スポ協が主催する研修会を通じて、個々の資質の向上に努め、延いては加盟施設が、生活習慣病関連指導及び安全指導管理に関して卓越した施設として評価されることを目的とする。

(推奨指導員)

第2条 前条の研修会において健スポ協が定める単位数を修得した職員を、健スポ協推奨指導員として、兵庫県医師会会長並びに健スポ協会長が認定する。

- 2 健スポ協推奨指導員の認定登録資格を有した者は、推奨指導員登録申請書（様式4）によって申請ののち、認定登録されるものとする。
- 3 健スポ協推奨指導員の認定登録日は、その資格を有した日とする。

(研修会)

第3条 健スポ協は、年間4回の主催研修会を、原則として5月、8月、11月、2月に開催する。

- 2 健スポ協主催研修会の内容は、2年を1期間として、生活習慣病関連(生活習慣病概論、糖尿病、高脂血症、高血圧)の講義4回と、生活習慣病改善予防の運動療法並びに施設における安全指導管理、危機管理関連の実技4回の計8回とする。
- 3 健スポ協主催研修会以外の研修会等について、その内容が健スポ協主催研修会と同等であると判断した場合、健スポ協指定研修会として、健スポ協会長が指定する。

(受講資格)

第4条 健スポ協主催研修会を受講できる者は以下のとおりとする。

- (1) 職員で、所属施設の代表者が認めた者。
- (2) 職員以外の者で、健スポ協会長が認めた者。

(単位認定)

第5条 健スポ協主催研修会は1回につき2単位、その他の健スポ協指定研修会等は1回につき1単位と認定し、合計16単位を取得した者を、健スポ協推奨指導員として兵庫県医師会会長並びに健スポ協会長が認定する。ただし、16単位のうち14単位以上は健スポ協主催研修会による単位取得でなければならない。

(登録更新)

第6条 健スポ協推奨指導員の認定期間は、認定登録日より2年間とする。

- 2 認定登録を更新する者は、認定期間内に以下に指定する研修を4回以上受講しなければならない。
 - (1) 兵庫県医師会健康スポーツシンポジウム
 - (2) 兵庫県医師会健康スポーツ医再研修会
 - (3) 健スポ協主催研修会
 - (4) その他各所で開催される健康スポーツに関する研修会等の中で、健スポ協が事前に承認した研修会(研修会等主催者から健スポ協が再研修単位認定の申請を受けて承認したもの)

(付則)

この規程は、平成13年4月1日より施行する。

兵庫県医師会認定 AED インストラクター規程

(趣旨)

第 1 条 兵庫県医師会と健康スポーツ関連施設連絡協議会（以下「健スポ協」という。）は、AED（自動体外式除細動器）の普及啓発と安全管理体制の整備を推進するために、正しい知識と技術を会得した指導員の育成を目的として、兵庫県医師会認定 AED インストラクター（以下「AED インストラクター」という。）の規程を以下のとおり定める。

(定義)

第 2 条 兵庫県医師会と健スポ協が主催する兵庫県医師会認定 AED インストラクター認定講習会において、その課程を修了し且つ評価判定の結果合格した者は、AED インストラクターに認定登録申請する資格が与えられる。

2 AED インストラクターは自ら AED の使用ができるほか、非医療従事者対象 AED 講習会の講師（指導員）となることができる。

3 非医療従事者対象 AED 講習会は、平成 16 年 8 月 16 日付で厚生労働省が通知した内容に準じて以下の二種類とする。

(1) 一定頻度で心停止者に対し応急の対応をすることが期待・想定される者対象講習会

(2) 救命現場に居合わせて積極的に取り組むための一般市民対象普及講習会

4 AED インストラクターは、兵庫県医師会と健スポ協が主催する兵庫県医師会認定 AED インストラクター認定講習会において、実技講習の講師となることができる。

(兵庫県医師会認定 AED インストラクター認定講習会)

第 3 条 兵庫県医師会認定 AED インストラクター認定講習会は、平成 16 年 8 月 16 日付で厚生労働省が通知した内容に準じたプログラムで、兵庫県医師会・健スポ協主催で適時開催する。

2 具体的プログラムは別表 1 のとおりとする。

(兵庫県医師会認定 AED インストラクター認定講習会受講料)

第 4 条 兵庫県医師会認定 AED インストラクター認定講習会の受講料は別表 2 のとおりとする。

(認定登録申請)

第 5 条 AED インストラクターの認定登録は、健スポ協会長あてに認定登録・登録更新申請書（様式 5）により申請する。認定登録申請の有効期限は講習修了日から 1 年間以内とする。

2 認定登録申請費用は別表 2 のとおりとする。

(認定登録日)

第 6 条 認定登録日は講習修了日をもってこれにあてる。また、認定登録の有効期限を認定登録日より 3 年間とする。

(認定登録更新)

第 7 条 認定登録を更新しようとする者は有効期限の 1 ヶ月前の日から有効期限の前日までの間に、健スポ協会長あてに認定登録・登録更新申請書（様式 5）により申請しなければならない。

2 更新をしようとする者は有効期限の 6 ヶ月前の日から有効期限の前日までの間に、再度兵庫県医師会認定 AED インストラクター認定講習会を受講し、修了しなければならない。

3 AED を使用した心肺蘇生法「一般市民対象講習会」「一定頻度で心停止者に対し応急対応することが期待・想定される者対象講習会」開催要領に定める実技 10 単位を取得し、かつ有効期限の 6 ヶ月前の日から有効期限の前日までの間に講義講習を受講した者は、前項の講習のうち、実技講習と実技試験を免除する。

4 認定登録更新費用及び講義講習費用は別表2のとおりとする。

(認定登録の取消)

第8条 兵庫県医師会並びに健スポ協の意向に反しまたは、名誉を傷つける行為をした者は、その認定登録を取り消すものとする。

(付則) この規程は平成16年9月1日発布の兵庫県医師会認定AEDインストラクター認定要綱を改めて、平成17年3月1日より施行する。

(別表1)

項 目		時間 (分)
講 義	オリエンテーション 心肺蘇生における倫理と法 基本的な救命救急処置の確認 AEDの知識、基本的原理	120
実技講習	基本的な救命救急処置の確認 効果的なAED使用方法 AED使用方法の指導法	180
評価判定	筆記試験と実技試験	60
計		360

(別表2)

区 分		金額 (円)
兵庫県医師会認定 AEDインストラクター 認定講習会	健スポ協加盟施設	10,000
	加盟施設長の紹介	20,000
	一般	30,000
	実技再受講	10,000
	筆記再受験	無 料
登録更新時講義講習	健スポ協加盟施設	5,000
	一般	10,000
認定登録費用		3,000
登録更新費用		3,000
ここに定めのない場合は、別に会長が定める。 ポケットマスク等の購入費用は別途。		

兵庫県医師会認定ライフサポートインストラクター規程

(趣旨)

第1条 兵庫県医師会と健康スポーツ関連施設連絡協議会（以下「健スポ協」という。）は、プール水難事故の際、負傷者に対して心停止の可能性があるものとして、頸椎カラーを使用した頸椎固定とバックボードによる全脊椎固定を施し、その後速やかなAEDを使用した心配蘇生法の施術をすることを会得した指導員の育成を目的として、兵庫県医師会認定ライフサポートインストラクター（以下「ライフサポートインストラクター」という。）の規程を以下のとおり定める。

(定義)

第2条 兵庫県医師会認定 AED インストラクターである者で、兵庫県医師会と健スポ協が主催するプール水難事故救助法講習会（以下「水難講習会」という。）の課程を修了し且つ評価判定の結果合格した者は、ライフサポートインストラクターに認定登録申請する資格が与えられる。

(水難講習会)

第3条 水難講習会は別表1に示す内容で、兵庫県医師会と健スポ協が主催し、適時開催する。

(水難講習会受講料)

第4条 水難講習会の受講料は別表2のとおりとする。

(認定登録)

第5条 認定登録申請及び認定日については、兵庫県医師会認定 AED インストラクター規程に準ずる。

2 認定登録申請費用は別表2のとおりとする。

(認定登録更新)

第6条 兵庫県医師会認定 AED インストラクター規程に準ずるほか、有効期限の6ヶ月前の日から有効期限の前日までの間に、水難事故救助法更新講習会を受講しなければならない。

2 水難事故救助法更新講習会受講料は別表2のとおりとする。

(認定登録の取消)

第7条 兵庫県医師会並びに健スポ協の意向に反しまたは、名誉を傷つける行為をした者は、その認定登録を取り消すものとする。

(付則)

この規程は平成16年9月1日発布の兵庫県医師会認定ライフサポートインストラクター認定要綱を改めて、平成17年3月1日より施行する。

(別表1)

項 目		時間 (分)
講 義	オリエンテーション 基本的な救命救急処置の確認 全脊椎固定法の知識、基本的原理	120
実技講習	全脊椎固定方法	180
	全脊椎固定方法の指導法	
評価判定	実技試験	60
計		360

(別表2)

区 分		金額 (円)
兵庫県医師会認定ライフ サポートインストラクター 認定講習会	健スポ協加盟施設	10,000
	加盟施設長の紹介	20,000
	一般	30,000
	実技再受講	10,000
登録更新時講義講習	健スポ協加盟施設	5,000
	一般	10,000
認定登録費用		3,000
登録更新費用		3,000
ここに定めのない場合は、別に会長が定める。 ポケットマスク等の購入費用は別途。		

兵庫県医師会認定脊椎ストレッチウォーキング公認指導員規程

(趣旨)

第1条 脊椎ストレッチウォーキングを広く正しく普及することを目的として、統一した基準の下で指導できる指導員を育成するために、兵庫県医師会認定脊椎ストレッチウォーキング公認指導員の規程を以下のとおり定める。

(定義)

第2条 脊椎ストレッチウォーキング公認指導員には、A級とB級の2種類を設ける。

2 A級は、指導者を対象に、医学的な素養も含めた60分以上の講義が出来、かつ指導者向けの実技指導のノウハウ伝授が出来る者で、大会開催の企画・運営・監督の出来る者。

3 B級は、一般参加者を対象に、20分程度の脊椎ストレッチウォーキングの理論説明が出来、かつフォームのチェックが正しく出来る者。

(認定講習会)

第3条 脊椎ストレッチウォーキング公認指導員認定講習会の内容および受講料その他の費用は別表1のとおりとする。

(認定登録申請と認定登録日)

第4条 脊椎ストレッチウォーキング公認指導員の認定登録は、健康スポーツ関連施設連絡協議会会長あてに認定登録・登録更新申請書(様式5)により申請する。認定登録申請の有効期限は講習修了日より1年以内とする。また認定登録日は講習修了日をもってこれにあてる。とともに、認定登録の有効期限を認定登録日より5年間とする。

(認定登録更新)

第5条 認定登録を更新しようとする者は、有効期限までに認定登録・登録更新申請書(様式5)により申請しなければならない。申請費用は、A級・B級とも2,000円とする。

(活動制限)

第6条 B級公認指導員は、イベント等における理論説明とフォーム指導、チェック等を実施することはできるが、指導者対象の講習会講師はできないものとする。

(認定登録の取消)

第7条 公認指導員が基準と懸け離れた内容の指導を行ったり、普及啓発活動の妨げとなる行為をし又は、兵庫県医師会並びに健康スポーツ関連施設連絡協議会が意図する趣旨を逸脱した行為をした者については、その認定を取り消すものとする。

(付則)

この規程は平成16年9月1日発布の兵庫県医師会認定脊椎ストレッチウォーキング公認指導員認定要綱を改めて、平成17年4月1日より施行する。

(別表 1)

<p>A 級</p>	<p>B 級ライセンス保持者で、健康スポーツ関連施設連絡協議会の定める課程を修了し、かつ認定試験に合格した者を A 級公認指導員として認定する。</p> <p>【カリキュラム】</p> <ol style="list-style-type: none">1. 講義「脊椎ストレッチウオーキングの医学的効果と障害予防について」 (1 時間)2. 講義「脊椎ストレッチウオーキングの社会的効果について」 (1 時間)3. 講義「脊椎ストレッチウオーキング大会の企画立案と運営について」 (1 時間)4. 実技「脊椎ストレッチウオーキングの指導ポイントと集団歩行の安全管」 (2 時間)5. 認定試験 <p>【講習費用】</p> <p>一般 8,000 円 協議会加盟施設職員 4,000 円。</p> <p>【認定登録料】</p> <p>一般 10,000 円 協議会加盟施設職員 5,000 円。</p> <p>※ なお、認定者には、健康スポーツ関連施設連絡協議会制作の指導用教材 CD-ROM を贈呈する。</p>
<p>B 級</p>	<p>健康スポーツ関連施設連絡協議会が主催する実技と理論講義の講習会を受講し、かつ認定試験に合格した者を B 級公認指導員として認定する。</p> <p>ただし、兵庫県医師会・健康スポーツ関連施設連絡協議会主催の脊椎ストレッチウオーキング大会にチーフ指導員として従事した者については、講習の一部を免除する。ただし、4 回以上の大会指導歴がある者も、まとめの講義と認定試験を受けなければならない。</p> <p>【カリキュラム】</p> <ol style="list-style-type: none">1. 講義と実技「脊椎ストレッチウオーキングの 3 つのポイント」2. 講義と実技「脊椎ストレッチウオーキングの効果と特徴」3. 講義と実技「脊椎ストレッチウオーキングの指導法ポイント」4. まとめ講義「総論」と認定試験 <p>【費用】</p> <p>受講料 4,000 円と認定登録料 2,000 円の合計 6,000 円とする。</p> <p>講習免除は、カリキュラム 1 つにつき 1,000 円を除する。</p> <p>ただし、健康スポーツ関連施設連絡協議会加盟施設職員の場合は、講習会受講料は無料、認定登録料は半額の 1,000 円とする。</p>

健康スポーツ関連施設連絡協議会報償費規程

第1条 健康スポーツ関連施設連絡協議会（以下「健スポ協」という。）が支給する講師等の報償費の金額は以下のとおりとする。

（1）大学教授・准教授級 1時間当たり 20,000円～30,000円

（2）その他 1時間当たり 10,000円～20,000円

第2条 特に著名な学識経験者等で第1条に定める金額を超過する場合は、その都度協議し会長が決定する。

第3条 健スポ協が実施する事業等に従事するときの出務費は以下のとおりとする。

（1）拘束時間が4時間までのとき 5,000円

（2）拘束時間が4時間以上8時間までのとき 10,000円

ただし、脊椎ストレッチウォーキング大会の出務費は、上記区分にかかわらず一律5,000円とする。

（付則） この規程は、平成25年4月1日より施行する。

健康スポーツ関連施設連絡協議会旅費規程

- 第1条 健康スポーツ関連施設連絡協議会（以下「健スポ協」という。）は、健スポ協が実施する事業等への出務者に旅費を支給する。
- 第2条 旅費は、出務者の勤務地から出務地までの最も一般的でかつ低廉な公共交通機関料金と日当の合計金額を言う。
- 第3条 公共交通機関が利用できない区間で出務する場合は、出務者の不利益にならない範囲で交通費金額を健スポ協事務局長が決定する。
- 第4条 健スポ協が招聘する講師等の旅費の金額は、最も一般的な公共交通機関料金を下回らない範囲で健スポ協事務局長が決定する。
- 第5条 日当は、出務者の勤務地から出務地までの移動時間も含めて拘束時間が4時間を超える場合に支給し、その金額は1,000円とする。
- 第6条 上記の定めにかかわらず、脊椎ストレッチウォーキング大会の出務旅費は原則として支給しない。
- 2 脊椎ストレッチウォーキング大会開催地が遠隔地のとき、健スポ協事務局長の決定により一定額（1,000円または2,000円）の出務旅費を支給する。
- （付則） この規程は、平成18年4月1日より施行する。

健康スポーツ関連施設連絡協議会の AED を使用した心肺蘇生法 「一般市民対象講習会」並びに「一定頻度で心停止者に対し応急対 応することが期待・想定される者対象講習会」の開催要領

趣 旨

AED の普及が進み多くの施設等で AED が設置される中、心肺蘇生法と AED の使用法についての知識がないことによって AED があるにもかかわらず救命できないという不幸な結果を招くことは絶対あってはならない。そこで講習会を実施してより多くの市民等にその知識と技術を習得させる。

目 的

市民対象講習では、基本の心肺蘇生法と AED の使用方法についての知識習得により、市民が偶然救命現場に遭遇したときに積極的に自信を持って救命処置に当たることができるようになることを目的とする。

一定頻度で心停止者に対し応急対応することが期待・想定される者（以下「施設等職員」という。）対象講習会では、基本の心肺蘇生法と AED 使用方法の知識と技術を習得させ、職員が施設等における救命処置を確実に実行できるようになることを目的とする。

また兵庫県医師会認定 AED インストラクター有資格者である指導員が指導経験を積むことにより、個々の資質をより向上させることを目的とする。

総 則

- 1 健康スポーツ関連施設連絡協議会（以下「健スポ協」という。）加盟施設が主催者となり実施すること。ただし、他の団体等が共催者となることは差し支えない。
- 2 指導は加盟施設職員である兵庫県医師会認定 AED インストラクターが行うこと。ただし、加盟施設以外の同インストラクターが指導者に加わることは差し支えない。
- 3 健スポ協会長あてに事前に計画書を提出し承認を得ること。また終了後は速やかに報告書を提出すること。
- 4 上記のほか、以下の実施細則に従い実施すること。

実施細則

I 一般市民対象講習会

- 1 講習内容は厚生労働省が示す 180 分程度の市民対象講習内容に準じて実施する。また以下の 3 点を達成目標とする。
 - (1) 救命の連鎖と早期除細動の重要性を理解できる。
 - (2) AED 到着までの基本的心肺蘇生処置ができる。
 - (3) 正しく AED を作動させ、安全に使用できる。
- 2 実施人数は講師 1 名及びレサシアンと AED トレーナー I セットにつき 15 名～20 名程度とする。
- 3 事前に「AED を使用した心肺蘇生法・市民対象講習会実施計画書」（様式 6）を健スポ協会長あてに提出し、承認を得た後に実施すること。
- 4 受講者に対して講習会終了後に、協議会が作成する統一様式の受講証明書を交付すること。
- 5 講習会終了後速やかに「AED を使用した心肺蘇生法・市民対象講習会実施報告書」（様式 7）を提出すること。
- 6 講習会受講者の名簿を協議会が指定した様式（様式 10）によって整理し、報告書に添付するとともに、主催施設において責任を持って保管すること。
- 7 受講料を徴収するか否か、また徴収する場合の金額は主催施設の裁量とする。ただし、受講証明書 1 枚につき実費 80 円（送料別）を健スポ協に納めるものとする。

II 施設等職員対象講習会

- 1 講習内容は厚生労働省が示す 220 分の“一定頻度で対応することが想定される者”のための講習内容に準じて実施する。また以下の 4 点を達成目標とする。
 - (1) 救命の連鎖と早期除細動の重要性を理解できる。
 - (2) AED 到着までの基本的心肺蘇生処置ができる。
 - (3) 正しく AED を作動させ、安全に使用できる。
 - (4) 業務の中での AED の位置づけについて理解できる。
- 2 実施人数は講師 1 名及びレサシアンと AED トレーナー I セットにつき 10 名とする。
- 3 事前に「AED を使用した心肺蘇生法・施設等職員対象講習会実施計画書」(様式 8) を健スポ協会長あてに提出し、承認を得た後に実施すること。
- 4 講習会の最後に評価判定を行い、合格した者に対して講習会終了後に、健スポ協が作成する統一様式の修了書を交付すること。
- 5 不合格の受講者に対して講習会終了後に、健スポ協が作成する統一様式の受講証明書を作成すること。
- 6 講習会終了後速やかに「AED を使用した心肺蘇生法・施設等職員対象講習会実施報告書」(様式 9) を提出すること。
- 7 健スポ協が指定した様式(様式 10)によって講習会受講者の名簿を、また様式 6 によって修了者の名簿をそれぞれ整理し、報告書に添付するとともに、主催施設において責任を持って保管すること。
- 8 講習会受講料は 1 名につき 10,000 円程度とし、受講料徴収額の 10%または受講者 1 名につき 500 円のいずれか上位の金額を健スポ協に納め、残額は主催施設の収入とする。

なお、他団体等の依頼を受け講師を派遣する場合はこの限りではなく、別途健スポ協と協議の上進めることとする。
- 9 主催施設が自らの施設において施設職員対称の講習を行う場合は、上記の計画書、報告書、修了者名簿を健スポ協に提出することとする。なお、この場合修了書の交付はしない。

III その他

- 1 受講証明書及び修了書は健スポ協より交付する。
- 2 上記 II の講習会の教科書は健スポ協より提供する。(ただし、II-9 の場合を除く。)
- 3 講習会の指導にあたったインストラクターは 1 回につき 1 単位を与え、10 単位以上で更新時の実技講習を免除する。